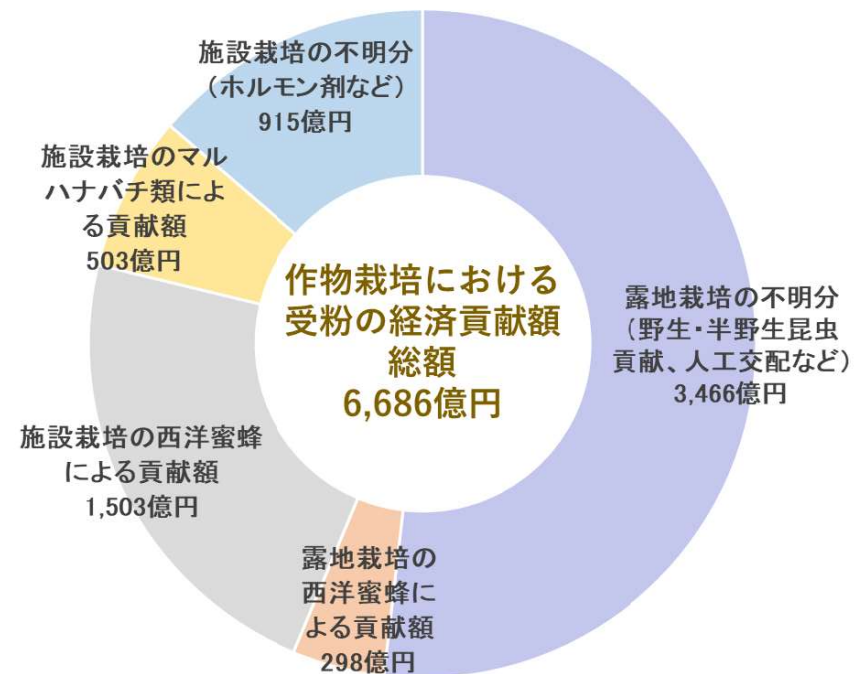


6. 花粉交配用蜜蜂の貢献

- 蜜蜂は、花粉交配用昆虫として利用することで、作物の受粉を助け、イチゴ、メロン等の野菜等をはじめとした作物栽培及びタマネギ等の種子生産に貢献。
- 作物栽培では、約6,700億円の経済効果があると推計されており、このうち西洋蜜蜂は約1,800億円。
- 国内種子生産については、「訪花昆虫の受粉により生産された国産種子で栽培された農作物の生産額」を貢献額としてデータ収集や推計方法について検討中。

○ 施設園芸が普及する中で、受粉障害を原因とする奇型果の発生による品質低下や生産が不安定になるとの課題に対応するため、ハウス栽培では野生昆虫による受粉が期待できないことなどから、1968年頃からイチゴ栽培で花粉交配用蜜蜂の導入が開始された。

○ また、りんご栽培では、人工授粉に伴う労働負担が課題となる中で、採蜜による二次的な効果としての花粉交配にも期待する形で花粉交配用蜜蜂の導入が普及した。



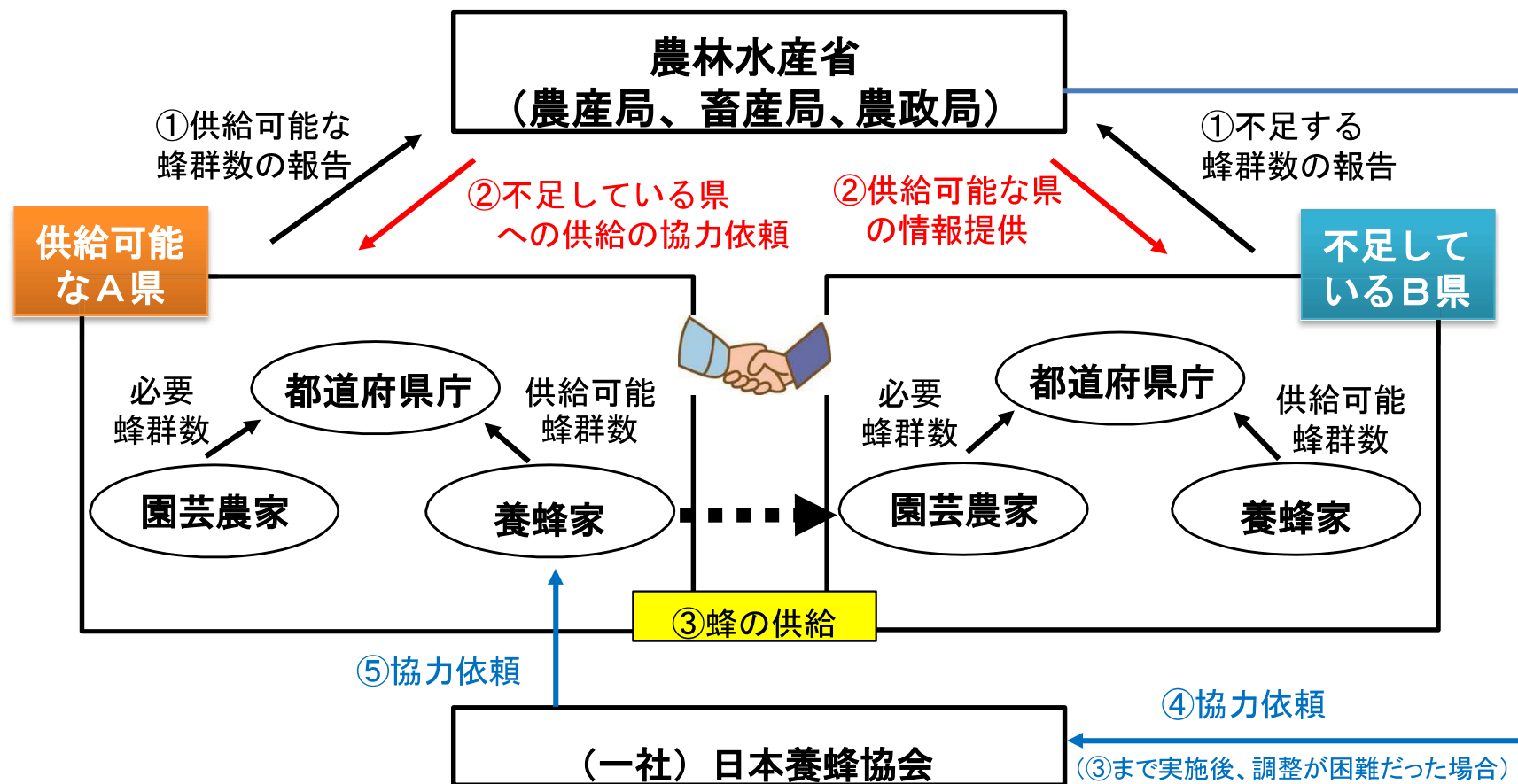
資料：（国研）農研機構 農業環境変動研究センターの推計値
農研機構技報No.12（2022年3月）

※経済貢献額：受粉により生産された農作物の生産額

7. 施設園芸等における花粉交配用蜜蜂の需給調整

- 施設園芸や果樹等の農家では、蜜蜂を花粉交配に利用。
- 花粉交配用の蜜蜂は、毎年養蜂業者が施設園芸農家等にリースや販売により供給。
- 花粉交配用の蜜蜂は、前年の夏の働き蜂の増殖が不十分であると不足する傾向。
- 「花粉交配用蜜蜂の需給調整システム」を構築し、不足が生じた場合には、他県からの供給で調整。

花粉交配用蜜蜂の需給調整システム



8. 蜜蜂の^{てんし}転飼

- 養蜂振興法では、蜜源の利用に伴う蜜蜂の飼養者間でのトラブルを防止するため、飼養者には、飼育の届出や^{てんし}転飼先の都道府県から予め許可を得ることを義務とするとともに、都道府県には、蜂群配置の適正等を図るために蜂群配置の調整などの措置等を講ずることを求めている。

県外からの^{てんし}転飼

- 「養蜂振興法」第4条に基づき、事前に移動先の都道府県知事の許可を得なければならない。
- 許可の申請は、基本的に移動する2ヶ月前までに、
 - ①住所及び氏名
 - ②蜂群数
 - ③^{てんし}転飼しようとする場所及び期間等を記載した申請書を移動先の都道府県知事に提出する。

県内における^{てんし}転飼

- 都道府県が条例や指導基準等により調整している。

※^{てんし}転飼とは、蜂蜜もしくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育することをいう。

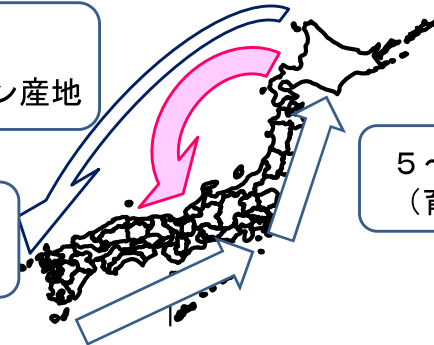
10～11月：全国のいちご産地

7～9月：北海道（育成、採蜜）

- ・春以降：採蜜用
- ・2月以降：メロン産地

10～4月：南九州（冬ごもり、育成）

5～6月：本州（育成、採蜜）



蜜蜂の転飼許可の推移

区 分	県外からの 転飼許可	
	件数	群数
R元年	2,415	139,244
R2年	2,311	138,856
R3年	2,225	134,305
R4年	1,908	129,708
R5年	1,752	124,859

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

注：「県外からの転飼」とは、養蜂振興法の第4条第1項に規定された転飼

9. 農薬による被害への対応

- 我が国における農薬が原因と疑われる蜜蜂の被害状況は、近年は平均で、年間23件程度で推移。
- 農薬による蜜蜂への被害状況を踏まえ、農家と養蜂家との農薬散布情報の共有や、粒剤の使用など農薬散布の工夫等の被害軽減対策を推進中。
- 改正農薬取締法により、巣内の蜜蜂に与える影響など蜜蜂への影響評価の充実を図った上で、最新の科学的知見に基づき再評価を実施し、必要に応じて農薬の使用方法等の見直しを実施する予定。

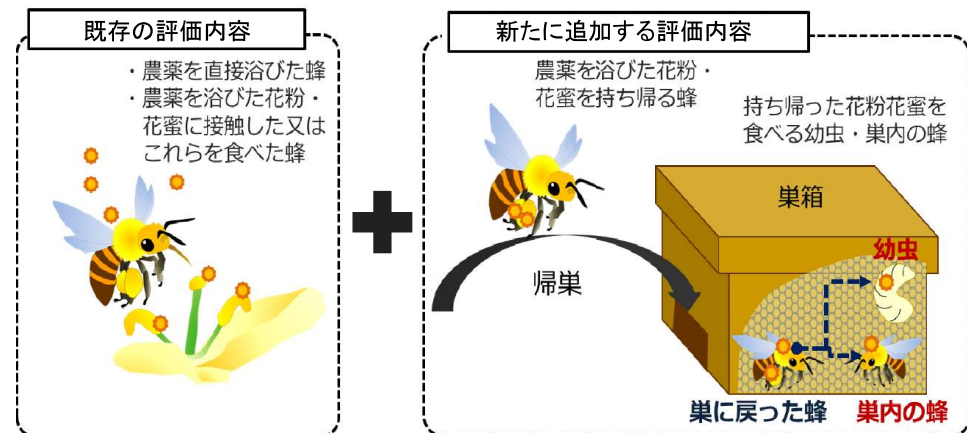
農薬が原因と疑われる蜜蜂被害報告件数

H30	R1	R2	R3	R4	R5
21	43	29	15	20	10

蜜蜂被害軽減対策の検証（令和5年度）

都道府県による蜜蜂被害軽減対策		実施県
蜜蜂被害軽減対策実施県		47
効果があったと都道府県が回答した主な対策		
①情報の共有に基づく対策の実施 （巣箱の移動、避難場所の設置、蜜蜂に配慮した農薬散布等）		43
②蜜蜂被害に関する知見、被害軽減対策等の周知 （通知の発出、講習会での周知等）		36

改正農薬取締法により充実した評価内容



出典：農産安全管理課調べ

10. 蜜蜂の疾病への対応

(1) 基本的な防疫対策

- 家畜伝染病予防法に規定される蜜蜂の届出対象疾病は、家畜伝染病は腐蛆病の1疾病、届出伝染病はバロア症、チョーク病、アカリングダニ症、ノゼマ症の4疾病。
- 日頃の飼養管理における巣箱等の衛生確保、清浄群からの導入、日常的な観察に努めるとともに、異常がみられた際の通報及び都道府県の立入検査による疾病の早期発見が重要。
- 都道府県では、蜜蜂の飼養者等に対する衛生指導や伝染性疾病的検査等を推進。

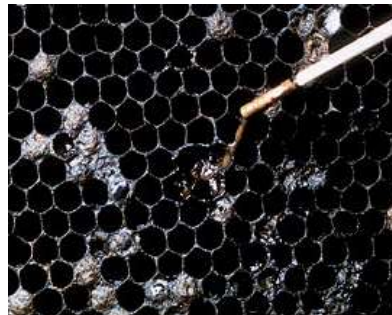
○家畜伝染病予防法に基づく蜜蜂の届出対象疾病の状況

	R2年		R3年		R4年		R5年	
	件数	群数	件数	群数	件数	群数	件数	群数
腐蛆病	39	127	33	110	26	106	16	56
バロア症	35	611	34	377	26	505	24	595
チョーク病	35	601	19	66	23	173	21	130
アカリングダニ症	66	91	89	142	75	94	86	108
ノゼマ症	0	0	1	1	1	8	1	1

出典：家畜伝染病、届出伝染病発生年報



蜂の検査の様子（出典：神奈川県HP）



アメリカ腐蛆病（出典：養蜂技術手引書Ⅱ）

○都道府県の家畜保健衛生所の対応

- 家畜衛生情報（家保だより）、養蜂マニュアル等を利用した飼養者への疾病や対策についての情報提供
- 蜂群に異常がみられ、伝染病が疑われる場合の検診
- 腐蛆病に対しては家畜防疫対策要綱に基づき、以下を実施
 - ✓ 日常の飼養管理における自主的な検査体制の確立に向けて必要な助言・指導
 - ✓ 日頃から定飼及び転飼飼養者のほか、施設園芸業者、趣味等飼養者を対象に、必要に応じた検査の実施
 - ✓ 汚染物品等の焼却指導
 - ✓ 蜜蜂及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品の県を超えての移動の際、異常がない旨の証明書発行

10. 蜜蜂の疾病への対応

(2) ダニによる被害への対応

- 養蜂へのダニによる被害としては、主にミツバチヘギイタダニの寄生によるバロア症が報告されている。
- ミツバチヘギイタダニの駆除剤については、ダニが薬剤に対し耐性を獲得しているのではないかとの声があるが、令和元年8月に新薬が動物用医薬品として承認され、令和2年6月から販売が開始。
- 新薬は使用可能な時期が限られることから、既存の駆除剤を含めたダニ駆除剤の適切な使用について、技術指導通知により周知。

バロア症の特徴

＜バロア症＞

ミツバチヘギイタダニがミツバチの成虫や幼虫に寄生し、蜜蜂の弱体化、矮小化、ウイルス感染の媒介を起こす。



成虫に寄生しているミツバチヘギイタダニ



ダニの被害低減に向けた取組

① 令和6年度養蜂等振興強化推進事業において、(一社)日本養蜂協会は上記新薬を含めたダニ駆除剤や高濃度炭酸ガス及びダニ捕虫器を組み合わせたダニ防除方法の検証、更に高いダニ防除効果を得る手法について検証等を実施。

② 農薬による蜜蜂の被害軽減対策と併せて、養蜂家に対しダニ駆除剤の適切な使用法を(一社)日本養蜂協会が公表しているダニ防除技術の手引書等を参考に周知・指導するよう都道府県に通知を発出。